

令和5年第1回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年3月7日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報 告 第 1号 各常任委員会所管事務調査報告について
- 第 5 発 議 第 1号 各常任委員会議会閉会中の所管事務調査について
- 第 6 発 議 第 2号 議会運営委員会議会閉会中における継続審査について
- 第 7 議 案 第 1号 小清水町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
- 第 8 議 案 第 2号 小清水町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について
- 第 9 議 案 第 3号 小清水町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議 案 第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議 案 第 5号 小清水町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議 案 第 6号 小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議 案 第 7号 小清水町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議 案 第 8号 小清水町行政手続オンライン化条例制定について
- 第15 議 案 第 9号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議 案 第10号 小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議 案 第11号 小清水町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議 案 第12号 小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議 案 第13号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議 案 第14号 令和4年度小清水町一般会計補正予算（第7号）について
- 第21 議 案 第15号 令和4年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第22 議 案 第16号 令和4年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第23 議 案 第17号 令和4年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第24 議 案 第18号 令和4年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第25 議 案 第19号 令和4年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について
- 第26 議 案 第26号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第27 議 案 第27号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第28 同 意 第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 第29 議 案 第20号 令和5年度小清水町一般会計予算について
- 第30 議 案 第21号 令和5年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第31 議 案 第22号 令和5年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第32 議 案 第23号 令和5年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第33 議 案 第24号 令和5年度小清水町簡易水道事業会計予算について
- 第34 議 案 第25号 令和5年度小清水町農業集落排水事業会計予算について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
企画財政課長	石丸寛之君
町民生活課長	牧野尚樹君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
保育所長	佐藤大吉君
生涯学習課長	組野麻記君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	村上信二君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和5年第1回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

4番 森 浩 議員 7番 佐藤 智 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

森浩議会運営委員長。4番。

○議会運営委員長（森浩君）4番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。

令和5年第1回小清水町議会定例会を開催するに当たり、去る2月17日及び28日、そして本日、議会運営委員会を開催し、本日開会されます定例会の会期、運営等について協議をいたしました。本定例会に付議された提出議案等については、既に配付されております会期日程表のとおりであります。

以上、提出議案等の内容を慎重に審査いたしまして、本定例会の会期は、本日3月7日から同14日までの8日間とすることが妥当であると判断いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期8日間であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日から3月14日までの8日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。

○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

12月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から例月出納報告書及び定期監査報告書を受理したので、その写しを配付しております。そのほかに令和3年度財政状況を配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

日中の暖かさによって雪解けも進み、春の訪れを感じるようになってまいりました。向こう1か月予報では気温が高めの日が多いようで、このまま穏やかに経過し、日常を取り戻した春を迎え、新年度が実り

多い年になることを願うところであります。

そうした本日、令和5年第1回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、全員の御応召を賜り、ここに開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例町議会に御提案させていただきます案件でございますが、初めに条例関係につきましては、個人情報保護法の改正に伴う関係条例の新規制定2件及び一部改正1件のほか、地方公務員法の改正や職員の処遇改善に関するもの、そのほか法律等の改正などによる条例の一部改正を合わせた条例関係議案13件、人事案件では、人権擁護委員候補者2名の推薦とオホーツク町村公平委員会委員の選任同意1件でございます。予算関係につきましては、翌年度に繰り越して実施する事業予算の追加のほか、最終執行見込みによる計数整理を含めた各会計補正予算6件、令和5年度当初予算は、一般会計予算をはじめ各会計予算6件、以上、28件について御提案することとしております。

各案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げまして、定例町議会開会に当たりましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので御了承願います。

別途お配りしております行政報告書1ページ左下、新型コロナウイルスワクチンの接種事業でございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、継続的に小清水赤十字病院の全面的な御協力を頂き進めているところであります。

報告書には、オミクロン株対応ワクチンの集団接種に係る、先般報告させていただいた以降に実施した昨年12月の実績を記載しております。

令和5年2月1日現在の接種状況には、町外で接種をされた町民の人数も含んでおりますが、対象の12歳以上の方2,295名が接種を受けられ、率といたしましては56.0%となっております。このうち65歳以上の方は1,199名で、率といたしまして70.2%となっております。

次年度以降におきましても、国のワクチン接種に関する方針と計画の動向に注視し、接種を希望する町民の皆様が接種を受けられるよう、引き続き小清水赤十字病院の御協力を頂き、接種の機会を確保してまいります。

以上で行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、報告第1号、各常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

各常任委員会の報告を求めます。

初めに、高橋隆文総務文教常任委員長の報告を求めます。

5番、高橋隆文議員。

○総務文教常任委員長（高橋隆文君）5番。ただいま上程されました報告第1号、各常任委員会所管事務調査報告について、総務文教常任委員会より御報告をいたします。

議案書5ページ、別紙1を御覧願います。

令和4年3月15日開会の第2回町議会定例会において、本委員会に付託された事件につきましては、記載のとおり令和4年3月25日から令和5年3月1日の16日にわたり委員会を開催し、調査を実施いたしました。

主な調査項目といたしましては、自治会活動状況や学校におけるICT教育の進捗状況をはじめ、一般廃棄物最終処分場の状況と廃棄物の広域化処理、さらにはDXの推進状況などについて、現地調査及び各担当者から説明を受け、調査を終了いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の調査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）次に、工藤孝一経済厚生常任委員長の報告を求めます。

6番、工藤孝一議員。

○経済厚生常任委員長（工藤孝一君）6番。経済厚生常任委員会より御報告いたします。

議案書6ページ、別紙2を御覧願います。

令和4年3月15日開会の第2回定例会において、本委員会に付託された事件につきましては、記載のとおり16日間にわたり委員会を開催し、調査を実施いたしました。

主な調査項目といたしましては、農作物の作況調査や認定こども園をはじめ、空き家対策、介護保険施設の運営状況、現地調査及び各担当者から説明を受け、調査を終了いたしました。

以上で、経済厚生常任委員会の調査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎発議第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第1号、各常任委員会議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。委員長の申出どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎発議第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、発議第2号、議会運営委員会議会閉会中における継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。委員長の申出どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第1号 乃至 議案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第1号ないし日程第9、議案第3号、小清水町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について、小清水町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について、小清水町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第1号ないし議案第3号、小清水町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について、小清水町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について、小清水町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを御説明いたします。

このたびの各条例制定につきましては、令和3年における個人情報保護法の改正により、官民の個人情報保護制度が統合されることに伴い、個人情報の保護管理が条例から法律に基づくものとなりますことから、法律の施行に関する必要な事項を定める条例及び関係条例の一部を改正するものであります。

初めに、小清水町個人情報の保護に関する法律施行条例制定についてでございますが、議案書12ページを御覧願います。

本条例は、先ほど申し上げましたとおり、官民の個人情報保護制度が統合されることに伴い、令和5年4月1日より、本町の個人情報の保護管理についても個人情報の保護に関する法律に基づき運用することとなり、法律の施行に関し必要となる事項を定めた新条例として制定するもので、第1条に趣旨として、その旨規定してございます。

次に、第2条は、法第11項第2号に規定する地方公共団体の機関として町の機関を明記するとともに、

条例で使用する用語の定義について、法施行令の例による旨、定めるものであります。

第3条でございますが、法第60条第5項に規定する条例で定める、本人に対する不当な差別、偏見など不利益が生じないよう、その取扱いを特に配慮を要するもの、条例要配慮個人情報として、性的指向等に関するもの、生活保護に関するもの、成年被後見人等に関するものを定めるものであります。

次に、第4条でございますが、適切な個人情報の取扱いを行うことを目的に、これまで同様に個人情報を取り扱う事務を開始する場合、その事務の目的等を記載した帳簿の作成を義務づけるものであります。

第5条は、開示請求時に法に定める事項のほか、補足として、必要となる請求年月日等の事項を規則で定める旨規定するものであります。

第6条でございますが、開示決定等を行う場合における期間を情報公開条例に定める期間と同様とするため、読み替える旨を定めるものであります。

第7条でございますが、法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料を第1項で無料とし、第2項において、法第87条第1項に規定する開示に伴う保有個人情報が記録されている文書等の写しを交付する場合に要する費用を手数料条例で定める旨規定するものであります。

第8条及び第9条については、法第90条に規定する保有個人情報の内容に関する訂正請求権に、第10条及び第11条は法第98条に定める保有個人情報の利用停止請求権に関して、それぞれの手続及びその期間について定めるものであります。

第12条は、この後、御説明いたします情報公開・個人情報保護審査会に諮問する事項を定めるものであります。

本条例の附則第1条として、施行期日を令和5年4月1日からとし、第2条及び第3条において、これまでの個人情報保護条例の廃止及び廃止後の情報使用等の義務を定めております。

附則第4条でございますが、別途配付しております小清水町手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表2ページを御覧願います。

本改正は条例第7条で申し上げましたとおり、保有個人情報が記録されている文書等の写しを交付する場合に要する費用として手数料条例の一部を改正することとし、別表第11項にその手数料の額を定め、コピー料金を想定した額とそれ以外に係る郵送料などは実費と定めるものであります。

附則第5条の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正、第6条の債権管理条例の一部改正、第7条のコンプライアンス推進条例につきましては、別添配付しております新旧対照表のとおり、これまでの条例から法に基づく運用に移行されることに伴い、これまでの個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律に関する適用条項等の改正でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、小清水町情報公開・個人情報保護審査会条例制定についてですが、議案書18ページを御覧願います。

本条例につきましては、法第129条に基づき、条例で定めるところにより、必要に応じて審議会等に諮問することができることとされていることから、現行規則で設置しております情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合し、新たに条例を制定するもので、第1条で、その設置などの趣旨を定めるものであります。

第2条は、情報公開制度における不服申立て及び個人情報保護制度における審査請求など調査審議する審査会の設置を、第3条は条例における各種定義を定めるものであります。

第4条でございますが、審査会が行う調査審議として、情報公開条例に基づく諮問で、公開決定及び公開請求に伴う不服申立て、個人情報保護法に基づく開示決定、訂正請求・利用停止請求に係る不作為に関しての審査請求、先ほど御説明した法律施行条例第12条に定める諮問事項を所掌事項として定めるものであります。

第5条から第8条までは審査会の組織に関する事項を、第9条は審査会の調査権限を、第10条は審査請求を求めた方から申出があった際に、口頭による意見陳述の機会を、第11条は審査請求を求める方への意見等の提出ができる旨を定めるものであります。

第12条は審査請求に関する資料の写し及び第11条で提出された意見書に関する閲覧等について定めるものであります。

第13条は審査会における調査審議の非公開を、第14条は諮問に対する答申内容の公表を定め、第15条は所掌事項を遂行するに当たり、必要となる協力依頼等が行える旨定めるものであります。

第16条は規則委任規定を、第17条は審査会委員として職務上知り得た秘密を漏らした場合に対して、地方自治法第14条第3項に基づき罰則を定めることとし、その規定は法と同様にするものでございます。

次に附則でございますが、第1条、条例の施行期日を法律施行条例と同様に令和5年4月1日からとし、第2条は審査会委員の委嘱を条例の施行日前に委嘱可能とするなどの規定を、第3条及び第4条は現行の各審査会における調査審議及び職務上知り得た秘密保持の義務について、新条例で行われたなどの経過措置を定めるものであります。

続きまして、小清水町情報公開条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。議案書24ページ及び別途配付しております新旧対照表を御覧願います。

本条例の改正につきましては、さきに説明のとおり、官民の個人情報保護制度統合に伴う法律による個人情報の管理となることから、本条例中、関連する条文の改正を行うものであります。

初めに、第2条の改正につきましては、法第2条第1項に規定する電磁的記録に準じた文言の改正でございます。

第7条の改正でございますが、公文書の情報公開請求があった場合における非公開情報について、法第78条の規定に準じて改正するものであります。非公開となる情報としては、法令や他の条例の規定により公にすることができない情報、個人の情報であって氏名や生年月日などで特定の個人を識別することができる情報、人名や財産を保護するために公にすることが必要であると認められる場合などを除き、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるものなどを明記してございます。

新旧対照表の5ページとなります。

第12条は適用条項の改正に伴う条番号の改正、次のページ、第15条は法に基づく審査会として新たな設置に伴う改正、第16条は審査会に関して新たな条例で定めることから、本条例より削除するものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日は他の条例と同様に令和5年4月1日からとし、第7条の情報公開及び非公開情報に関する規定は、条例施行後に行われる公開の決定より適用するものとする旨定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第1号、小清水町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第1号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第1号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、小清水町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第2号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第2号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、小清水町情報公開条例の一部を改正する条例制定について、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第3号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第3号、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 及び 議案第5号

○議長(坂田秀昭君) 日程第10、議案第4号及び日程第11、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長(細川正彦君) ただいま上程されました議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号、小清水町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して御説明いたします。

このたびの条例制定につきましては、職員給料における職務の級について、新年度より職制により職務の級を見直すこと及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う職員の定年延長制度を導入するに当たり、60歳を超える職員の給与の取扱いに関しまして特例を設ける必要があることから、それぞれ所要の改正を行うものであります。

初めに、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてですが、議案書28ページ及び別途配付しております新旧対照表を御覧願います。

本条例は、先ほど申し上げましたとおり、職務の級について別表第2に定めるとおり、その職務の分類基準に従い決定することとなりますが、新年度より、職員が担う職務に応じて、その職務の級を明確に区分することに見直す改正を行うものであります。これに伴い、制定附則において、級の改正に伴う号俸の切替えに係る規定と、号俸の切替えに伴う切替え前の給料月額と切替え後の給料月額に差額が発生する場合については、その差額を支給する旨、経過措置を設けるものであります。

次に、小清水町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてですが、議案書30ページ及び別途配付しております新旧対照表を御覧願います。

本条例の改正内容といたしましては、昨年9月の定例町議会で議決いただきました職員の給与に関する条例改正において、定年延長制度導入に伴い、60歳以降の職員の給料については、当分の間、国家公務員同様、60歳時の給料月額の7割を措置とするものとし、降給することとしたところでありますことから、これに伴う降給の文言追加及びこれに伴う異動通知の特例と、先ほど申し上げました職務級制度の導入に伴う職制の改正による降格に係る規定を制定附則に追加するものであります。

最後に、各条例の附則でございますが、いずれも令和5年4月1日より施行する旨定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第6号、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第6号、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書33ページ及び別途配付しております新旧対照表を御覧願います。

このたびの条例改正は、昨年11月臨時会において、一般職に係る給与月額の上昇を行う改正条例の議決を頂いたところでありますが、毎年の任用となりますフルタイム会計年度任用職員の給与につきましても、令和5年度より同様に月額給の上昇を行う条例改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、昨年的人事院勧告において国家公務員の月額給と民間給与の比較調査により、月額給を平均0.3%引き上げるとされたことを受け改正を行った一般職員における給料表のうち、1級及び2級と同額による改正を、新旧対照表に記載のとおり行うものであります。

本改正条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日からの施行とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第7号、小清水町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第7号、小清水町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明いたします。

議案書37ページ及び別途配付しております新旧対照表を御覧願います。

このたびの条例制定につきましては、本町職員が北海道との人事交流などにおいて、他の市町へ赴任する場合に支給される条例第7条に定める特殊旅費のうち、赴任に伴う居所の移転について、その路程に応じて一定距離当たりの定額を支給する額を、近隣市町の状況も踏まえ見直すこととし、所要の改正を行うものであります。

別途配付しております小清水町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、資料を併せて御覧願います。

改正の内容といたしましては、移転料の額が定められております第20条第1項及び第2項に定める旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた定める額を表す別表第2を見直すこととし、見直しに当たっては、資料の裏面、近隣市町の状況に記載のとおり、本町と人口規模など類似の団体と本町の現行移転料を比較した際、約1.8倍ほど乖離が生じていることから、この状況を踏まえ見直し、新旧対照表のとおり改正するものであります。

最後に附則でございますが、本条例を令和5年4月1日より施行する旨定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第8号

○議長（坂田秀昭君） 日程第14、議案第8号、小清水町行政手続オンライン化条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君） ただいま上程されました議案第8号、小清水町行政手続オンライン化条例制定についてを御説明いたします。

議案書38ページを御覧願います。

このたびの条例制定につきましては、国が進めるデジタル社会をはじめ、近年の様々な情報通信技術を利用し、各種行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的として、必要な事項を定めた条例を制定するものであります。

第1条は、ただいま申し上げました目的を、第2条は、各用語の意義を定めるものであります。

第3条でございますが、他の条例等により書面等で行うことが規定されている申請等について、当該他の条例等の規定にかかわらず、オンラインによる申請等を行うことができる旨定めるもので、オンラインによる申請等が行われた場合、他の条例に定める書面等による申請が行われたものとしてみなすものであります。

次の第4条は、他の条例等により書面等で行うことが規定されている処分通知等について、当該他の条例等の規定にかかわらず、オンラインによる処分通知等を行うことができる旨定めるものであります。

第5条及び第6条でございますが、他の条例等により書面等で行うことが規定されている縦覧及び閲覧、作成等について、当該他の条例等の規定にかかわらず、電磁的記録により行うことができる旨定めるものであります。

第7条は、他の条例等により住民票の写しなどの書面等であって、申請等に際し添付することが規定されているものについて、町の機関等が添付書面等の情報を入手し、または参照することができる場合には、当該他の条例等の規定にかかわらず、添付を要しないものとし、手続の簡略化を図る旨定めるものであります。

第8条は、行政手続のオンライン化の推進に関する状況について、インターネット等により随時公表する旨定め、第8条は、条例施行に関し必要な事項について規則委任するものであります。

最後に附則でございますが、本条例を令和5年4月1日より施行する旨定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第9号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第9号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長（牧野尚樹君）ただいま上程されました議案第9号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

議案書43ページになります。

本条例の一部改正につきましては、国の医療保険制度に基づくもので、改正内容といたしましては、出産育児一時金の支給額の引上げの改正、高齢者の医療費を全ての世代で公平に支え合う仕組みへの見直しを図るため、後期高齢者医療支援金の賦課限度額を引き上げする改正、もう一点は、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準の見直しを行う改正でございます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

初めに、出産育児一時金の改正でございますが、第7条において出産育児一時金を「42万円」から「48万8千円」に改め、産科医療補償制度に加入している医療機関での出産に対しては、3万円を上限とする規則で定める額を加算できる規定をただし書に追加する改正でございます。

次に、後期高齢者医療支援金の賦課限度額の改正でございますが、第17条の6の12及び3ページの第24条第3項において賦課限度額を2万円引き上げ22万円に改める改正でございます。

次に、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準の改正でございますが、2ページに戻りまして、第24条第1項第2号では保険料の軽減判定を行う控除額を「28万5千円」から「29万円」へ、同項第3号では「52万円」から「53万5千円」に引き上げる改正でございます。

そのほか文言整理の改正のほか、3ページ、第33条の2第2項では失業認定手続におけるマイナンバーカードの活用に伴い、手続の処理結果として新たに交付される雇用保険受給資格通知を規定に追加する改正でございます。

最後に、改正附則でございますが、施行期日を令和5年4月1日とし、第2項では改正前の第7条の改正規定について、令和4年度以前の出産育児一時金は従前の例とする経過措置を、第3項では改正後の第17条の6の12及び第24条の改定規定は令和5年度以降の保険料から適用する経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第10号 乃至 議案第12号

○議長(坂田秀昭君) 日程第16、議案第10号ないし日程第18、議案第12号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長(齊藤高広君) ただいま上程されました議案第10号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、ないし議案第12号、小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

3条例の一部改正につきましては、条例の定める基準となる内閣府令及び厚生労働省令の一部改正により、子供への懲戒権に関する規定が削除され、また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める省令等の一部改正により、国の運営基準に従い定める規定について改正を行うものであります。

議案書は45ページからになります。別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

初めに、議案第10号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正につきましては、第26条において、子供への懲戒権に関する規定を削除し、第50条及び第51条第3項において、改正により生じる条文の整理を行うものであります。

改正附則は、施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

次に、議案第11号、小清水町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてでございますが、児童福祉施設等、児童が長期にわたり入所・通所する施設について、安全計画の策定をはじめとする児童の安全の確保に関する事項が運営基準として位置づけられたことから、国の基準に従い定める関係条例の規定を整備するものであります。

第7条の2では、送迎バス等の付加的サービスを含めた児童の安全を確保するため、安全計画の策定を義務づけるもので、第7条の3では、昨年(令和4年)9月に静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという事案を受けて、児童福祉施設等の運営に関する基準を定めるに際し、従わなければならない国の基準に安全計画に関する規定が加えられるもので、自動車を運行する場合の所在確認として、送迎バス等の乗車・降車の際の点呼や、車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を義務づける規定を追加するものであります。

第10条では、児童福祉施設が他の社会福祉施設等を併せて設置する場合、その行う保育に支障がない場合に限り、設備・職員を共用できるとする規定を加え、第13条、懲戒権に関する規定は削除。

第14条では、衛生管理等における感染症等の予防や蔓延防止のため、必要な措置を具体的に定め規定するものでございます。

改正附則といたしまして、施行期日を令和5年4月1日とし、第7条の第3項の改正規定の送迎目的の自動車に設置するブザーについて、1年、経過措置を規定するものでございます。

次に、議案第12号、小清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてでございますが、本条例の一部改正につきましても、厚生労働省令において定められた基準に基づき、第6条の2で安全計画の策定等、第6条の3で自動車を運行する場合の所在確認を、また、第12条の2において、感染症や災害発生時に備えて、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)の策定等を義務づける規定を加えるものでございます。

第13条、衛生管理等については、感染症等の予防や蔓延防止のための具体的措置を規定するものでございます。

最後に、改正附則でございますが、施行期日を令和5年4月1日とし、第6条の2の改正規定の安全計画の策定等について、1年間、努力義務とする経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第13号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、議案第13号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）ただいま上程されました議案第13号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案52ページ及び別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

本条例の一部改正でございますが、本町の道路占用料の額につきましては、道路法施行令に準拠した額に設定しているところでございますが、令和3年度の固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の変動などを踏まえ、同施行令に規定される占用料の額を改定する改正を行う道路法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日より施行されることから、この改正に伴い本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧願います。

条例別表、占用物件欄、法第32条第1項第1号に掲げる工作物、第1種電柱で1本当たりの占用料を年「380円」から「430円」に改め、以下3ページの令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同第5号に掲げる工事用材料までの20の占用料単価をそれぞれ記載の単価に改正するものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例の施行期日を道路法施行令の一部改正の施行日と同日の令和5年4月1日とするものとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第14号 乃至 議案第19号

○議長（坂田秀昭君）日程第20、議案第14号ないし日程第25、議案第19号、令和4年度小清水町一般会計補正予算（第7号）について、令和4年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、令和4年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、令和4年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、令和4年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第

3号)について、令和4年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算(第3号)についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長(石丸寛之君)ただいま一括上程されました議案第14号ないし議案第19号、小清水町各会計補正予算について、初めに、令和4年度小清水町一般会計補正予算(第7号)について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,550万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を77億5,519万4千円とするものでございます。

7ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正は、6款農林水産業費で、道補助金の採択を受けて実施します産地生産基盤パワーアップ事業及び農業水路等長寿命化事業、10款教育費は、小中学校の感染症対応として措置された学校保健特別対策事業費補助金を活用する学校保健特別対策事業を小学校費、中学校費にそれぞれ追加計上、以上4件につきまして、翌年度に予算を繰り越し、事業の執行を行うものでございます。

第3表債務負担行為補正は、スクールバス運行业務委託料、コミュニティプラザ及び図書館管理運営事業管理料において、燃料費及び電気料金等の高騰を受け、それぞれ限度額の増額を行うものでございます。次のページをお願いいたします。

第4表地方債補正の変更は、事業費確定により、温泉熱利用施設整備事業債など4件の借入限度額を変更するものでございます。

次に、歳出予算ですが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまず一部中止、縮小を含めました執行見込残額や事業費確定による減額が主なものでございますので、追加となる主な事業費及び特に説明を要するもののみ説明をさせていただきます。

補正予算書18ページをお願いいたします。あわせて主要施策調を御覧ください。

初めに、1款議会費は、執行見込額確定に伴い、合計で96万8千円減額。

2款総務費では、19ページになります。4目財産管理費で、普通交付税の追加交付及び歳出執行見込額の減少などにより生じます一般財源余剰分につきまして、将来の財政運営を円滑に進めるため積み立てることとし、24節積立金において減債基金積立金に1億5千万円を追加、次のふるさと事業基金積立金は、ふるさと納税につきまして当初見込みを下回る寄附金となったことを受け、5千万円減額計上。そのほか執行見込額確定による減額を計上し、総務管理費計で4,966万円追加計上するものでございます。

22ページ、お開きください。主要施策調では6ページになります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費の18節負担金補助及び交付金、社会福祉協議会補助金は、就労継続支援B型事業所利用者等の増加に伴う増収により、運営に対する補助金を250万円減額。19節扶助費で自立支援医療給付費は、利用見込数の増により300万円を追加計上。22節償還金利子及び割引料は、令和3年度障害児入所給付事業に係る国及び道支出金事業の事業実績による精算分として返還金6万6千円追加。

次に、6目ふれあいセンター費ですが、換気設備等改修及び電気料金高騰対策分として、18節負担金補助及び交付金に740万円を追加計上。8目介護保険対策費、次のページになります。18節負担金補助及び交付金、利用者負担軽減対策事業費補助金は、施設利用者の入替えによる自己負担額の増加に伴い20万円を追加計上。訪問介護事業運営費補助金は、社会福祉協議会が実施する事業量の減少に伴う介護報酬の減収により、運営費に対する補助金110万円追加計上。27節繰出金は、介護保険特別会計の事業予算見込額により88万円減額、社会福祉費計で140万3千円減額計上するものでございます。

次のページになります。2項3目子育て支援費22節償還金利子及び割引料は、令和3年度子ども・子育て支援交付金について精算による返還が必要となることから、7万2千円追加計上。次の5目僻地保育所費まで、執行見込額確定に伴い、それぞれ減額計上するものでございます。

次のページになります。主要施策調11ページになります。

4款衛生費1項保健衛生費ですが、2目健康推進費12節委託料、予防接種業務委託料は、インフルエンザワクチン接種者の減などによりまして265万円の減額。22節償還金利子及び割引料は、令和3年度疾病予防対策事業費等補助金につきまして、精算による返還が必要となることから3万1千円追加計上。

次のページになります。3目衛生費22節償還金利子及び割引料は、令和3年度子ども・子育て支援交付金について精算による返還が必要となることから、1万3千円追加計上。

4目医療保険費18節負担金補助及び交付金は、コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどによる医療費関係の減額で、後期高齢者医療広域連合負担金は948万円の減額。19節扶助費において、子ども医療、重度心身障害、独り親家庭等医療給付費など640万円減額。27節繰出金は、国民健康保険特別会計の事業予算見込額により、繰出金277万1千円を追加計上するものでございます。

27ページをお開きください。主要施策調べでは16ページになります。

5目環境衛生費18節負担金補助及び交付金、斜里郡3町終末処理事業組合負担金は、施設修繕料の追加のほか、施設運営に係る光熱水費の増により41万5千円追加計上。環境衛生費計で504万7千円減額計上。6目墓地葬斎場費10節需用費は、葬斎場の電気料高騰分として19万6千円追加計上。7目新型コロナウイルス感染症対策費18節負担金補助及び交付金は、国の事業と町費単独事業による給付事業でございますが、それぞれ執行見込額の精査により、755万円の減額。次の22節償還金利子及び割引料は、令和3年度新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金について精算による返還が必要となることから、235万円追加。8目新型コロナウイルスワクチン接種費は、執行見込額確定に伴う減額。以上、保健衛生費総額で3,787万5千円減額計上するものでございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費ですが、29ページになります。主要施策調べでは21ページになります。

3目農業振興費18節負担金補助及び交付金、農地生産基盤パワーアップ事業費補助金は、同補助金を活用する事業で、小清水町農業協同組合が事業主体となるアスパラ自動選別機の導入事業として1,650万円を追加。翌年度へ繰越しを行うものでございます。そのほか執行見込みによる減額を計上し、農業振興費計1,046万2千円追加計上。

5目農業農村基盤整備推進費では、14節工事請負費で農業水路等長寿命化事業補助金を活用し、散水用リールマシン2台の補修を行うこととして730万円を追加。全額を翌年度へ繰越しを行うものでございます。24節積立金は、緑ダムに整備した小水力発電事業収入の一部を農畜産振興基金に積立てを行うこととして500万円追加計上。以上、農業費総額で1,589万9千円追加計上するものです。

次に、2項林業費2目林業振興費7節報償費は、エゾシカの駆除頭数の増加により、有害鳥獣捕獲奨励報償費45万7千円を追加。林業費計で981万円を減額計上するものでございます。

次に、31ページになります。主要施策調べは25ページになります。

7款商工費1項商工費は、2目商工振興費18節負担金補助及び交付金、地域商業活性化事業費補助金で、ふれあいスタンプ事業の終了に伴い、プレミアム商品券発行数が増加したことに伴い、30万円追加計上。商工費総額で605万1千円減額計上。

8款土木費、9款消防費につきましては、それぞれ事業費確定による減となりますので説明を省略させていただきます。

ページ飛びまして、35ページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費ですが、1目教育委員会費12節スクールバス運行業務委託料は、燃料費高騰分として100万円追加。教育総務費計で170万7千円減額計上。

次に、主要施策調べでは28ページになります。

2項小学校費及び3項中学校費、それぞれの1目学校管理費に計上した10節需用費、17節備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対応として措置された学校保健特別対策事業費補助金を活用する学校保健特別対策事業として、小学校費、中学校費にそれぞれ追加、翌年度へ繰越しを行うものでございます。そのほか執行見込みによる減額を計上し、2項小学校費計で105万4千円の減額計上、3項中学校費計で48万8千円減額計上するものでございます。

次に、歳入予算ですが、10ページにお戻りください。

10 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税は、財源調整分といたしまして普通交付税 6,885 万 4 千円を追加。

12 款分担金及び負担金 1 項 1 目農林水産業費分担金は、農業水路等長寿命化事業に係る受益者分担金として 226 万 3 千円追加。2 項 1 目民生費負担金は、利用実績に伴い、生きがい活動支援通所事業の利用負担金 4 万 3 千円減額。

次のページになります。

14 款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金で、障害者介護給付費等負担金など実績による国庫負担金 469 万 2 千円減額。2 目衛生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の確定により 77 万 1 千円追加。コロナワクチン接種対策費負担金 700 万円を減額し、差引き 622 万 9 千円減額計上するものでございます。

2 項 2 目民生費国庫補助金は、交付対象経費確定により、子ども・子育て支援交付金から出産・子育て応援交付金まで、それぞれ増減額を計上、差引き 794 万 5 千円減額計上するものです。

3 目衛生費国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金など事業実績に伴う減額で、245 万 6 千円減額計上するものでございます。

次、12 ページになります。

5 目土木費国庫補助金は、交付金の対象事業である橋梁長寿命化工事などの事業費確定に伴い、道路メンテナンス補助金 237 万 9 千円を追加計上。

6 目教育費国庫補助金は、交付対象経費確定により、特別支援教育就学奨励費補助金 9 万 3 千円減額、小中学校感染症対策として実施する事業に係る学校保健特別対策事業費補助金 80 万円を追加、差引き 70 万 7 千円追加計上するものです。

15 款道支出金 1 項道負担金は、国庫負担金と同様に事業実績に伴う増減額を計上、道負担金合わせまして 32 万 8 千円追加計上するものです。

2 項道補助金は、2 目民生費道補助金及び 3 目衛生費道補助金まで、各補助金ともに事業実績及び交付対象経費確定による増減額を計上。4 目農林水産業費道補助金は、翌年度繰越事業として行う特定財源として、農業水路等長寿命化事業補助金 503 万 7 千円、同じく繰越財源となる農地生産基盤パワーアップ事業費補助金 1,650 万円追加、事業実績による減額と差引き 1,284 万 6 千円追加計上するものでございます。

次、14 ページ、お開きください。

16 款財産収入 2 項 3 目立木売払い収入は、町有林整備に伴う立木売払い収入の実績により 157 万 6 千円減額計上。

17 款寄附金、商工費寄附金は、ふるさとまつりの規模縮小に伴い、商工費寄附金 90 万円を減額。ふるさと納税寄附金は、これまでの実績から推計し 5 千万円を減額、寄附金合わせまして 5,090 万円減額計上するものです。

18 款繰入金 1 項 3 目ふるさと事業基金繰入金は、ふるさと納税寄附金の減少により、返礼品等の充当財源 3,856 万 4 千円を減額計上。5 目公共施設整備基金繰入金は、防災拠点型複合庁舎整備事業等の事業費確定に伴い 300 万 5 千円の減額。次のページになります。6 目林業振興基金繰入金は、本年度事業費の減額により 248 万円減額、基金繰入金合わせまして 4,404 万 9 千円減額計上するものでございます。

20 款諸収入 4 項 1 目雑入は、実績に基づく減額のほか、19 節小水力発電事業収入 500 万円を追加、雑入合わせまして 328 万 3 千円追加計上するものでございます。

次のページ、21 款町債は、第 4 表地方債補正で御説明したとおり、事業費の確定に伴う減額でありまして、町債計 580 万円減額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君） 牧野町民生活課長。

○町民生活課長（牧野尚樹君） 続きまして、議案第 15 号、国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

補正予算書の42ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,527万5千円を減額し、予算の総額を7億8,492万8千円とするものでございます。

48ページをお開きください。

まず、歳出予算の補正ですが、1款総務費は、執行残によりまして3項運営協議会費を減額計上するものです。

2款1項保険給付費は、1目療養費11節審査支払手数料について、見込件数より増となったための追加計上、18節負担金補助及び交付金の療養給付費、療養費及び2目高額療養費は、被保険者数の減少及び新型コロナウイルスにより受診控えもあり保険給付費に減少の傾向が見られ、執行見込額の精査によりまして減額、保険給付費合計で8,625万円の減額計上するものです。

6款2項保健事業費は、執行見込額の精査により、旅費、医療分析等委託料を減額し、負担金補助及び交付金におきましては、一般被保険者予防接種事業負担金としまして、道の特別調整交付金の交付対象となるインフルエンザ及び高齢者肺炎球菌予防接種費用を特別会計で負担するため、155万6千円を追加、差引き合計104万1千円を追加計上するものです。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして45ページをお開きください。

1款1項国民健康保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、各区分ごとの保険料の最終調定見込額から推計し、総額で409万6千円を減額計上するものです。

2款1項道補助金は、歳出で御説明申し上げました保険給付費の減額によりまして、保険給付費等交付金普通交付金を減額、特別交付金は歳出で減額します医療分析業務の事業費精査により46万2千円減額に、インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種費用の財源として58万9千円追加の差引き12万7千円追加、道補助金合計で8,612万3千円減額計上するものです。

次のページ、4款1項一般会計繰入金は、人件費の減額相当分の6万6千円を減額に、保険料の軽減措置対策として国及び道からの保険者支援分、保険料軽減分負担金の交付の決定によりまして、保険基盤安定分266万9千円追加、その他、特別調整交付金の対象となる予防接種費用の追加のほか、事務費等の執行見込みによる物件費分、財政安定化支援事業分を精査した差引き277万1千円を追加計上するものです。

5款繰越金は、財源調整分といたしまして217万3千円追加計上するものです。

続きまして、議案第16号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。補正予算書の52ページになります。

歳入歳出の予算の補正ですが、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ538万6千円を追加し、予算の総額を1億185万9千円とするものでございます。

57ページをお開きください。

歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費2目保険事業費は、執行残によりまして印刷製本費、医療分析等委託料、合わせて25万2千円減額計上するものです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料調定見込額の精査及び保険基盤安定負担金の確定によります保険料等負担金563万8千円を追加計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして55ページをお開き願います。

1款1項後期高齢者医療保険料は、調定見込額から現年度分と滞納繰越分を合わせて563万8千円追加、4款3項団体支出金は、歳出で申し上げました保険事業費の減額と同額の25万2千円減額計上するものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君） 齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君） 続きまして、議案第17号、介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書の59ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ保険事業勘定において1,747万9千

円を減額、サービス事業勘定において28万円を減額し、予算の総額を介護保険事業勘定5億7,394万7千円、サービス事業勘定2,165万円とするものでございます。

70ページをお開き願います。

初めに、保険事業勘定の歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費は執行見込みによりまして、8節旅費から18節負担金補助及び交付金を合わせて32万5千円減額、2項認定調査費は、同じく執行見込み精査によりまして、11節役務費から18節負担金補助及び交付金を合わせて55万2千円減額計上するものです。

次に、71ページ、2款1項介護サービス等諸費は、2目地域密着型介護サービス等給付費で、通所サービス利用見込みの増により500万円追加、そのほか居宅介護から特定入所者介護サービス費までの各サービス費は、それぞれの今後の利用量見込みの推計によりまして減額、差引き1,100万円減額計上するものです。

3款1項地域支援事業費につきましても、執行見込み精査によりまして、1目一般介護予防事業費から3目任意事業費の各節においてそれぞれ減額。

73ページ、4目介護予防・生活支援サービス事業費は、利用実績に基づきサービス利用量見込みを精査いたしまして、12節で介護保険給付の対象とならない要支援者等の総合事業に係る通所型サービス事業委託料から、18節で介護予防・生活支援サービス費に係る事業費負担金を減額、地域支援事業費総額で560万2千円減額計上するものです。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして66ページをお開きください。

1款介護保険料は、調定額及び収入見込額により123万9千円減額。

2款国庫支出金から、次のページ、4款支払基金交付金につきましても、各介護サービス等保険給付費の推計に基づきまして、それぞれの負担割合に応じた負担金、交付金を減額計上するものです。

68ページになります。

6款1項一般会計繰入金は、各サービス給付費や事業等の執行見込額減額に基づき、それぞれ町が負担する割合に応じ減額し、合計で307万5千円減額。

7款繰越金は財源調整として、前年度繰越金保険給付費分288万8千円減額計上するものです。

続きまして、78ページをお開きください。

サービス事業勘定の歳出予算ですが、1款1項1目居宅介護支援事業費8節旅費を執行見込みにより、28万円減額計上するものです。

戻りまして、76ページ、歳入予算の補正でございまして、1款サービス収入は、居宅介護サービス事業の利用実績見込推計により、1項1目居宅介護サービス計画費収入で247万5千円減額。

このサービス収入の減額により、不足が生じる居宅介護支援事業費の人件費分等の補填は、一般会計より負担するもので、2款1項一般会計繰入金を219万5千円追加計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）続きまして、議案第18号、令和4年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の80ページをお開き願います。

第1条の業務の予定量の補正でございまして、主要建設改良事業の事業費確定に伴い、11線道路配水本管移設工事を395万8千円減額し、601万7千円とするものでございます。

第2条の収益的収入及び支出の補正でございまして、執行見込額精査により、事業収益で200万円を減額し、予算の総額を2億64万8千円とし、事業費用で283万6千円減額し、予算の総額を2億94万1千円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条の資本的収入及び支出の補正でございまして、11線道路配水本管移設工事業の事業費確定に伴い、資本的収入で工事負担金271万1千円を減額し、予算の総額を412万1千円とし、資本的支出で建設改良費395万8千円を減額し、予算の総額を6,331万4千円とするものでございます。

このことに伴いまして、当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「6,044万円」を「5,919万3千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額「96万3千円」を「60万3千円」に、当年度繰越余剰金処分額「5,947万7千円」を「5,859万円」に改めるものでございます。

各項目ごとの補正額につきましては、執行見込額による減額につき説明は省略させていただき、83ページから92ページの補正予算に関する説明書を御確認ください。

続きまして、議案第19号、令和4年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の94ページをお開き願います。

第1条の収益的収入及び支出の補正でございますが、執行見込額精査により事業収益で118万円減額し、予算の総額を1億8,983万2千円とし、事業費用で96万8千円減額し、予算の総額を1億7,404万3千円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2条の資本的収入及び支出の補正でございますが、同じく執行見込額精査により資本的収入の基金繰入金を99万円減額し、予算の総額を900万円とし、このことに伴いまして、当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「5,838万8千円」を「5,937万8千円」に、当年度繰越余剰金処分額「5,838万8千円」を「5,937万8千円」に改めるものでございます。

以降、各項目ごとの説明は省略させていただき、97ページから106ページまでの補正予算に関する説明書を御確認ください。

以上で、簡易水道事業会計及び農業集落排水事業会計の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 暫時休憩いたします。議員の皆さんと、町長、副町長は第3会議室にお集まり願います。なお、休憩15分後の25分、本会議を再開いたしますので、よろしくをお願いいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時23分

○議長（坂田秀昭君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

初めに、議案第14号、令和4年度小清水町一般会計補正予算（第7号）について質疑を受けます。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君） 6番。補正予算のですね、14ページ、寄附金収入ですが、14ページ、ふるさと納税寄附金の減額、5千万円の減額ということで、減額された要因についてお示しいただきたいのが一つと、2点目が27ページですが、保健衛生費7目の新型コロナウイルス感染症対策の18節の住民税非課税世帯等臨時特別給付金の減額、この減額についての辞退者が何名いらっしゃって、そのほかの減額の要因についても御説明いただければと思います。

それと3点目に、予算書の76ページの（「特別会計は後です」と呼ぶものあり）ああ、後ですね。

これでいいかな、以上。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君） 御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、ふるさと納税の寄附についての御質問でございますが、当初予算で1億2千万円の見込みをしておったところでございますが、現時点における寄附額は、5千万円減の7千万円ほどの収入になるという形にとどまっております。推定される主な要因でございますが、自治体間における返礼品の量と寄附額との差によって大きく寄附者数が増減すると推定しております。担当課といたしましては、国のガイドラインであります寄附額の3割以下にするというルールを守りつつ運用しておりますが、返礼商品業者様が設定します卸値によって大きく影響があるものと推定しております。寄附者の方から選ばれる自治体を目指し、今後も協力企業様と協議を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、昨年度より観光協会が販売しておりますTシャツなどの物販につきまして、新たにモンベルさんが運営するホームページ上の寄附サイトにおいて寄附を受け付けているところではありますが、2月末で330件の寄附を申出を受けておりまして、新たな境地の開拓などを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君） コロナ関係の住民税非課税世帯の交付金に対する御質問でありましたが、この交付金につきまして、主要施策16ページ、17ページに記載されておりますので、お聞きいただきたいと思えます。

今回の交付金、給付金につきましては、住民税非課税世帯に対する10万円の交付、その町独自の分と、それと併せまして、物価高騰に対する1世帯5万円の交付金がありました。辞退者は各給付金におかれまして1名ほどおられました。

そのほか、事業費減額となっておりますが、昨年12月末で申請期限を終えておりまして、主要施策にあります事業費でそれぞれ確定をしております。件数の減少分につきましては、非課税世帯ですね、家計急変する世帯等もございまして、見込めない部分がございますので、予算をある程度膨らませて計上した結果、実績によりまして、御覧の確定の減少となっておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（坂田秀昭君） 6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君） 6番。最初にお答えいただいた寄附の関係では、結局卸値でほかの近隣との差が出るということで受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を受けます。石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君） 例えばのお話をさせていただきますと、1万円の寄附金に対して、例えばイクラの例を出しますと、うちの町でいくと500グラムの返礼品が当たりますよという設定をしていたとした場合に、近隣市町では1万円の寄附額に対して700グラムのイクラが来るといったことが現実としてあるというところでございます。各市町さんがいわゆる卸しから入ってきたものが、先ほど申し上げた総務省が定めるガイドラインの3割以内という物差しがございますので、事業者様の御協力と各営業努力という話になってしまうかと思えますが、引き続き関係していただいている企業様には協議をさせていただきながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） よろしいですか。

ほかに。

3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君） 3番。主要施策調べの9ページの出産祝い金の関係なんですけれども、20名予定で16名減ということなんですか、これは。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君） 出産祝い金の見込み件数につきましては、当初36名予算計上しておりまして、16名分減とし、補正後20名としたものでございます。

○議長（坂田秀昭君） よろしいですか。

3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君） 3番。この中にはこれを辞退したという人はいますか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君） 辞退者は現時点でおりません。

○議長（坂田秀昭君） よろしいですか。

○3番（瓜田新一君） はい。

○議長（坂田秀昭君） ほかに。よろしいですか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第14号、採決いたします。
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第14号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和4年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第15号、採決いたします。
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第15号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、令和4年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第16号、採決いたします。
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第16号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和4年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を受けます。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。予算書76ページですが、歳入、介護給付費収入の1目居宅介護サービスの計画費収入の減額補正ですが、これは説明にもあったかと思うんですが、これ利用者の減少ということで、これは恒常的に考えるべきなのか、いや、そうではないのか、特に利用される方の要望等の声がないのか、その点もしあればお示しいただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。
斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）サービス利用計画収入の減に伴いまして、申請件数につきましては、現状減少傾向にございます。これはですね、高齢化率はやはりこれからも徐々に高まっていくわけでございまして、高齢者の数につきましては、ピークをやや過ぎつつあるところとございまして、なだらかに

減少傾向でございます。したがって、申請件数につきましても、今後減少は考えられますけれども、極端な減少ということは、すぐには起きないのかなというふうに考えております。

今年度につきましては、やはりコロナ禍ということもありまして、ちょっと前年度と比較して申請件数は落ちておりますが、今後も減少傾向にある中ですね、横ばいが続くことと考えております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）利用者等の要望は特にないということでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）申請があればですね、漏れなく、待機とかなく、申請を受け付けている現状でありますので、要望自体は回っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第17号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和4年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を受けません。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第18号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第18号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和4年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について質疑を受けません。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第19号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第19号、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 及び 議案第27号

○議長（坂田秀昭君）日程第26、議案第26号及び日程第27、議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦について、2件を一括して議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました議案第26号及び議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

議案第26号でございますが、現在の委員である小倉千賀子氏は、平成26年4月に就任されて以来、本町の人権擁護活動に御尽力をいただいておりますが、本年6月30日をもって3期目の任期が満了しますことから、次期人権擁護委員の候補者を推薦する必要があるものでございます。

次に、議案第27号でございますが、同じく人権擁護委員として御尽力をいただいております中山良子氏は、令和2年7月に就任されて以来本年6月30日をもって1期目の任期が満了しますことから、同様に次期候補者を推薦する必要があるものでございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法におきまして、国民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを使命とされており、人格・識見ともに優れ、広く社会の事情に通じ、人権擁護について深い理解のある方が求められているところでございます。

今般、これらを勘案し、候補者について検討いたしました結果、引き続き、現在の委員である小倉千賀子氏を、また、中山良子氏につきましては、御本人から今限りで退任の意向申出がありましたことから、小清水町字浜小清水396番地の2在住の桑迫祥子氏を適任者として推薦申し上げるものであります。

両氏におかれましては、別途お配りしている履歴書にありますとおり、幅広く御活躍されておられ、優れた識見と熱意を有する方でございますので、人権擁護委員法第6条第3項の定めるところにより、議会の意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第26号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第26号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第27号、原案のとおり可決されました。

◎同意第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第28、同意第1号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました同意第1号、オホーツク町村公平委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

オホーツク町村公平委員会は、昭和42年に網走支庁管内町村公平委員会として設置され、現在13か町村及び4つの一部事務組合をもって構成されており、公平委員の定数は3名で任期は4年と定められております。

このうち、現委員であります高畑秀美氏は、平成27年4月に就任して以来、2期8年にわたり重責を

果たされてきたところでありますが、本年3月31日付で任期満了となるところでございます。

このことに伴いまして、オホーツク町村公平委員会共同設置地方公共団体長である大空町長より推薦のありました前大空町長の山下英二氏を選任申し上げたいと存じまして、本案を提案した次第でございます。

経歴等につきましてはお手元の資料のとおりでございまして、詳細の説明は省略させていただきたいと存じますが、円満な人柄と豊富な経験を持った方でございまして、公平委員の候補者として、関係町村長の協議が整いましたので御案内申し上げた次第でございます。

原案のとおり、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。同意第1号、本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、同意第1号、原案のとおり同意と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。昼食のため休憩を取りまして、本会議は午後1時より再開いたしますので、議員の皆様はお集まりいただきますようお願いいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎議案第20号 乃至 議案第25号

○議長（坂田秀昭君）日程第29、議案第20号ないし日程第34、議案第25号、令和5年度小清水町一般会計予算について、令和5年度小清水町国民健康保険特別会計予算について、令和5年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について、令和5年度小清水町介護保険特別会計予算について、令和5年度小清水町簡易水道事業会計予算について、令和5年度小清水町農業集落排水事業会計予算についてを一括して議題といたします。

町長より町政執行方針について、説明したい旨求められておりますので、これを許し、併せて、各会計予算案の提案説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）本日ここに、令和5年第1回小清水町議会定例会が開催され、令和5年度各会計予算案をはじめ、各般にわたる重要な案件につきましての御審議をいただくに当たりまして、町政運営に取り組む私の所信と施策の対応を御説明申し上げ、町議会議員の皆様をはじめ、町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

（町政執行方針・記載省略）

○町長（久保弘志君）引き続き、議案第20号ないし議案第25号、令和5年度小清水町各会計予算案について、御説明申し上げます。

令和5年度各会計予算案は普通会計で、一般会計65億9,600万円、国民健康保険特別会計8億6,741万1千円、後期高齢者医療特別会計1億842万3千円、介護保険特別会計5億9,844万5千円、普通会計合計で81億7,027万9千円、公営企業会計では簡易水道事業会計、収入合計2億2,881万7千円、支出合計2億7,584万7千円、農業集落排水事業会計、収入合計2億206万6千円、支出合計2億3,821万1千円と策定した次第であります。

以上、主要事項を中心として予算案の概要については副町長から説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、原案に御協賛くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、今後とも町政の推進に当たりまして、町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様への御理解と御協力

を重ねてお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）鈴木副町長。

○副町長（鈴木祐之君）引き続き、各会計予算案の主要事項を中心に説明させていただきます。

（各会計予算提案大要説明・記載省略）

○議長（坂田秀昭君）ここで暫時、休憩いたします。15分休憩して、2時30分より再開いたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

○議長（坂田秀昭君）それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

各会計予算の提案説明を求めます。

鈴木副町長。

○副町長（鈴木祐之君）それでは引き続き、32ページからになります。

農林水産業費関係です。

（各会計予算提案大要説明・記載省略）

○副町長（鈴木祐之君）以上をもちまして、令和5年度各会計予算案の説明を終わらせていただきます。

◎延会の宣告

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

お諮りいたします。明日は議案調査のため、休会にしたいと思います。

したがって、明後日午前9時30分より本会議を開きたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上、本日はこれで延会といたします。大変お疲れさまでございました。

（午後3時00分）

